

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会福祉委員設置規則

(目的)

第1条 この規則は筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、住民参加による地域福祉活動の展開を図るため、小地域における福祉活動（以下「小地域福祉活動」という。）の担い手となる福祉委員を設置し、小地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(定数及び委嘱)

第2条 福祉委員の定数は、原則として1行政区1名とする。ただし行政区内の世帯数及び状況等を考慮し、増員することもできる。

2 福祉委員は、地域住民の中から福祉に対する熱意と理解のある者を、区長（自治会等の長）と民生委員の協議により推薦し、社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(担当区域)

第3条 福祉委員の担当区域は、原則として行政区及びコミュニティ運営協議会の区域とする。

(任期)

第4条 福祉委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 欠員により就任した福祉委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 福祉委員は、民生委員と連携し次の職務を行う。

(1) 担当区域内の福祉課題、ニーズ把握につとめ、その問題解決促進に協力する。

(2) 担当区域内の要援護者に対する安否確認を行い、福祉ネットワークづくりにつとめる。

(3) 社協の行う地域福祉活動に協力し、福祉のまちづくりを進める。

2 福祉委員の活動は、地域住民の協力を得ながら、創意と工夫により展開されるよう配慮しなければならない。

(研修)

第6条 福祉委員は、福祉に関する知識や理解を深めるため研修につとめるものとする。

(報酬)

第7条 福祉委員の活動については、無報酬とする。但し、会長の招集による研修会・会議に出席する場合は、費用弁償を支給する。

(守秘義務)

第8条 福祉委員は、活動中に知り得た秘密を漏らしてはならない。また、福祉

委員を退いた後も同様である。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会福祉委員設置規則（昭和60年4月1日適用）は廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年2月1日から施行する。
- 2 平成16年2月から4月に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 増員により新たに委員になった者の任期は、既に委員である者の任期と同じ期間とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。